

経済産業省

20121030 商 第 40 号
平成 24 年 11 月 8 日

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役 清水 正己 殿

経済産業大臣 枝野 幸男

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「市浦風力発電事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成 24 年 7 月 13 日付けで風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成 24・05・29 資序第 2 号。以下「要綱」という。）第七の 3 の二の（4）の規定に基づき、要綱第三の 3、4 及び 5 の手続きを経た準備書とみなす書類として経済産業省に対し届出があった市浦風力発電事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）については、要綱第三の 7 の規定により関係都道府県知事及び関係市町村長が経済産業省に対して書面により意見を述べており、当該意見を記載した書面は、環境影響評価法（以下「アセス法」という。）第 53 条第 2 項及び平成 24 年経済産業省告示第 222 号第 2 条第 6 号の規定によりアセス法第 53 条第 1 項第 6 号に掲げる書類とみなされるため、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。

記

届出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で青森県知事の意見を勘案し、アセス法第 8 条第 1 項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配意するとともに、環境大臣の意見を聴き審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、平成 2

4年9月12日付20120912資庁第6号及び別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

【別紙】

1. 土地の改変区域（工事区域、アクセス道路、樹木の伐採範囲等）が不明なため、土地の掘削や盛土、アクセス道路の設置、樹木の伐採等の土地の改変がどこで行われ、どのように修復するのかが分かる図面を添付すること。
2. 風力発電所の配置（風車、建屋等含む）が不明なため、工事の仕上がり等、全体像が分かる図面を添付すること。
3. 温室効果ガスの削減効果が不明なため、風力発電の設備利用率を含め、当該発電所を設置することによる温室効果ガスの削減効果を定量的に示すこと。
4. 工事車両の搬送ルート、工事による大気質への影響や住民に対する配慮についての記載がないため、工事に伴う大気質への影響及び騒音振動予測を記載すること。
5. 低周波音に係る記述がないため、「低周波音の測定に関するマニュアル」に基づき評価を行うとともに、G特性だけでなく、周波数特性を示すこと。
6. 水の濁り（濁水対策）に係る記述がないため、河川、湖沼等の類型指定の状況、沈砂地等の処理能力や処理方法を具体的に示すこと。
7. 動植物相、生態系に係る定量的な評価がないため、何を指標（注目種）にしてどのような調査を行うのか具体的に記載すること。
8. 居住地等生活環境からの景観、人と自然との触れ合いの場、緑化、修景に係る記述がないため、これらを記載すること。
9. 廃棄物や残土に係る記述がないため、これらを記載すること。
10. 電波障害の評価をアナログについて行っているが、デジタルについて行っていないため、デジタルについても行うこと。
11. wind turbine noiseに卓越した純音成分（約100ヘルツ～200ヘルツ範囲）及びswitch音の程度について記載すること。
12. 現状を確認できる航空写真、図面等を添付すること。

- 1 3. 道路及び送電線埋設工事による影響について記載すること。
- 1 4. 塗装からの有害物質溶出による影響について記載すること。
- 1 5. 猛禽類の影響及び鳥類の衝突確率等について記載すること。
- 1 6. 管理棟などを設ける場合、そこからの生活排水も問題になる可能性があるため、検討すること。
- 1 7. 景観の調査地点は生活者の視点も含めて選定し、景観の評価について具体的に記載すること。
- 1 8. 周囲に既設の風車がある場合は図示し、複合的な影響についても記載すること。
- 1 9. 変電設備の位置を示し、変電設備騒音の近接住居への影響について記載すること。
- 2 0. 工事用資機材の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響、生態系及び十三湖の水の濁り等の評価項目の見直しについて検討すること。
- 2 1. 動植物相、猛禽類、渡り鳥の調査期間について検討すること。
- 2 2. 騒音の調査結果で1地点のみC類型で評価しているが、周辺の環境を踏まえ検討すること。